

議案第 23 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 その 1 の表第 27 号の 2 中「第 1 項」を「第 2 項」に改め、同号を同表第 27 号の 3 とし、同表第 27 号の次に次の 1 号を加える。

27 の 2	法第 60 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する特例許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料	16 万円
--------	--	-------------------------------------	-------

別表第 6 その 1 の表第 3 号中「その 4」を「その 7」に改め、同号を同表第 6 号とし、同表第 2 号中「その 3」を「その 6」に改め、同号を同表第 5 号とし、同表第 1 号中「（平成 27 年法律第 53 号）」を削り、「その 2」を「その 5」に改め、同号を同表第 4 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	その 2 に定める金額
2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	その 3 に定める金額
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項に規定にする軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請に対す	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更該当する旨の証明書交付申請手数料	その 4 に定める金額

	る審査		
--	-----	--	--

別表第6中その4をその7とし、その3をその6とし、その2をその5とし、同表その1の次に次のように加える。

その2（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料）

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300平方メートル以内のもの	21,000円	98,000円	271,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	42,000円	164,000円	433,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	107,000円	266,000円	616,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	161,000円	348,000円	756,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	200,000円	418,000円	891,000円
25,000平方メートルを超えるもの	249,000円	490,000円	1,017,000円
備考			
1 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額とする。			
2 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体			

の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とする。

- 3 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物(1又は2に該当する建築物を除く。)については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額を超える場合は、当該第3欄又は第4欄の金額とする。
- 4 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

その3 (建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料)

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等(工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。)である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300平方メートル以内のもの	11,000円	50,000円	136,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	24,000円	85,000円	219,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	62,000円	142,000円	317,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	95,000円	188,000円	392,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	118,000円	227,000円	463,000円
25,000平方メートルを超えるもの	147,000円	268,000円	531,000円

備考

- 1 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額とする。
- 2 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とする。
- 3 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（1又は2に該当する建築物を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額を超える場合は、当該第3欄又は第4欄の金額とする。
- 4 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

その4（建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に応ずる旨の証明書交付申請手数料）

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300平方メートル以内のもの	5,000円	25,000円	68,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	12,000円	42,000円	109,000円
2,000平方メートルを超え5,000	31,000円	71,000円	158,000円

平方メートル以内のもの			
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	47,000 円	94,000 円	196,000 円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	59,000 円	113,000 円	231,000 円
25,000 平方メートルを超えるもの	73,000 円	134,000 円	265,000 円

備考

- 1 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額とする。
- 2 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とする。
- 3 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（1又は2に該当する建築物を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額を超える場合は、当該第3欄又は第4欄の金額とする。
- 4 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。